

# 企業リスク情報およびCSR情報の開示と 監査・保証に関する国際比較分析

—日米欧5カ国の上場会社に対する質問票調査結果—

松 本 祥 尚\*  
林 隆 敏  
宮 本 京 子  
内 藤 文 雄

## I. 調査の目的・方法

本調査は、日本学術振興会平成26年度科学研究費補助金基盤研究 (B)「企業リスク情報開示のダイバージェンスの実証と当該情報の監査の保証水準の計測」(JSPS科研費25285144, 研究代表者 内藤文雄) にもとづく質問票調査である。

調査の目的は、企業のガバナンスに関する情報開示が重要性を増しているなか、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの主要先進5カ国の上場会社を対象として、ガバナンス情報として重視すべき企業リスク情報およびCSR情報に焦点をあて、その開示の実態と必要性、ならびに当該企業リスク情報およびCSR情報に対する監査・保証の必要性について調査を行い、国際比較を通じて、企業リスク情報およびCSR情報についての国際的な開示水準を明らかにすることにある。また、本調査の企業リスク情報に関する設問については、2005年9月に実施した「企業リスク情報の開示に関する国際比較分析のための質問票調査」<sup>1)</sup>と同内容を含んでおり、8年間の経過により、企業リスク情報の開示については意識の変化も確認することができる。

調査対象は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの上場会社合計2,225社である。国別の調査対象会社数や回答率を「表1」に示している。質問票は、各国の開示・監査制度に応じて国別に作成し、各国の言語に翻訳した。2013年11月より12月にかけて、日本企業については郵送による調査、諸外国の企業については電子メールによる調査を行った。回答をしてく

\*所属等は次の通り。松本：関西大学教授，林：関西学院大学教授，宮本：関西大学准教授，内藤：甲南大学教授。

1) 内藤文雄他「企業リスク情報の開示と保証に関する意識調査—主要6カ国上場会社の国際比較—(上)・(下)」『週刊経営財務』第2758・2760号，2006年2月，49-59・44-51頁。

ださった企業の方々にこの場を借りてお礼を申し上げたい。ただし、IR部門へ配信したため、調査内容の専門性に対応できない場合が多かったためか、回答割合は極めて低くなった。

本調査では、企業リスクを12種類（「表2」）に、CSR情報を13種類（「表3」）に区別している。調査に際し、個々の企業リスク情報およびCSR情報の内容を詳細に説明していないため、回答者によって企業リスク情報およびCSR情報の内容についての理解に差が生じている可能性があることを予めお断りしておきたい。また、本調査が、企業リスク情報およびCSR情報の開示をより積極的に行うべきとする立場、あるいはその逆の立場からの調査になってしまうことを避ける意味で、極力中立の立場で設問を設定するよう配慮した。

[表1] 調査対象会社数・回答率

国（証券取引所）	発送数	宛先不明 戻り分	実質発送数	回答できない 旨の返信等*	有効回答数	回答率
日本（東京）	600	0	600	0	16	2.7%
アメリカ（ニューヨーク）	425	15	410	6	2	0.5%
イギリス（ロンドン）	448	9	439	25	1	0.2%
ドイツ（フランクフルト）	444	0	444	46	10	2.3%
フランス（ユーロネクスト）	332	0	332	10	5	1.5%
合計	2,225	24	2,201	87	34	1.5%

\*CSR報告書等の関連するサイトの提示、参考となる各種報告書の電子ファイル付きの返信を含む。

(注) 日本：2013年9月30日時点の東京証券取引所（1部・2部・マザーズ）上場国内会社（乱数を用いて600社を抽出）

アメリカ：2013年10月31日時点のニューヨーク証券取引所の上場国内会社（Standard & Poor's 500株価指数構成銘柄の発行会社のうち、メールアドレス判明分）

イギリス：2013年10月31日時点のロンドン証券取引所の上場国内会社（FTSE株価指数構成銘柄の発行会社のうち、メールアドレス判明分）

ドイツ：2013年9月15日時点のフランクフルト証券取引所の上場国内会社（Prime市場・General市場のうち、メールアドレス判明分）

フランス：2013年9月15日時点のEURONEXTの上場国内会社（大会社・中会社・小会社各市場のうち、メールアドレス判明分）

[表2] 企業リスクの分類

経営戦略 リスク	1	経営環境リスク	例) 法規制リスク／カントリーリスク／業界リスク／金融市場リスク等
	2	組織リスク	例) 経営方針リスク／経営管理リスク／M&Aリスク等
	3	地球環境保全リスク	例) 環境負荷リスク／排出権リスク等
業務 プロセス・ リスク	4	調達プロセス・リスク	例) 特定仕入先への集中／価格変動リスク等
	5	製造プロセス・リスク	例) 操業リスク／設備保全リスク等
	6	販売プロセス・リスク	例) 特定製商品への集中／特定販売先への集中／ロジスティックス・リスク等
財務 リスク	7	資金調達リスク	例) 調達可能性リスク／金利・為替変動リスク／信用リスク／格付リスク等
	8	投資リスク	例) 株価変動リスク等
情報 リスク	9	ITリスク	例) 情報システム・リスク等
	10	財務・業績・戦略情報開示リスク	例) 虚偽表示リスク／情報の見積りによるリスク等
法令遵守 リスク	11	経営者不正リスク	
	12	従業員不正リスク	

[表3] CSR情報の分類

経済関連項目に関する情報	1	事業活動による経済への貢献の状況
	2	利害関係者との関係保持の状況
	3	健全な事業活動実施の状況
環境関連項目に関する情報	4	環境保全方針
	5	廃棄物管理の状況
	6	資源リサイクルの状況
	7	温室効果ガス排出の状況
	8	生物多様性保護の状況
社会関連項目に関する情報	9	人権配慮の状況
	10	従業員配慮の状況（賃金、福利厚生、訓練など）
	11	労働環境配慮の状況
	12	雇用機会提供の状況
	13	地域社会への貢献の状況

紙幅の都合上、質問票のすべてをここに掲載することができないが、日本企業に対する設問項目は「表4」のとおりである<sup>2)</sup>。

[表4] 設問項目一覧

1. 企業リスク情報やCSR情報の開示は必要であるとお考えですか。5つの設問それぞれについて該当する番号を一つ選択し、次の表の該当する欄に選択番号をご記入ください。	
1. 全くそう思う 2. どちらかと言えばそう思う 3. どちらとも言えない	
4. どちらかと言えばそう思わない 5. 全くそう思わない	
1-1	開示制度の法的規制がなければ開示する必要はない。
1-2	IRのための重要な情報であるので、法的規制で求められている以上の内容を積極的に開示する必要がある。
1-3	開示の必要性はあるが、リスクによる損失見積金額・発生可能性やCSR情報の内容は不確かであるので、詳細な情報までは開示できない。
1-4	企業リスク情報やCSR情報の開示の有無にかかわらず、リスク・マネジメント・システムに関する情報の開示は必要である。
1-5	企業リスク情報やCSR情報の内容によって、開示の必要性は異なるので一概に答えられない。
2. 貴社は、企業リスク情報やCSR情報をどの媒体を通じて開示していますか。最近3年間について、該当するすべてに○印をご記入ください。	
1	財務諸表（注記を含む）
2	有価証券報告書（財務諸表情報を除く）
3	営業報告書（財務諸表情報を除く）
4	年次報告書（アニュアル・レポート／事業報告書）
5	四半期財務情報
6	環境報告書／CSR報告書／サステナビリティ報告書
7	その他（具体的な媒体の名称をご記入ください）

2) 設問2の企業リスク情報およびCSR情報の開示媒体については、各国の開示制度に合わせた選択肢を設定した。

3. 企業リスク情報に関して、
- (1) 投資情報として継続して開示している項目について○印をご記入ください。
  - (2) (1)のご回答にかかわらず、開示することが望ましいとお考えの項目について、○印をご記入ください。
  - (3) (2)のご回答項目について、どのような開示内容が必要とお考えでしょうか。次の3つの開示内容について、企業リスク毎にその必要性があるものを選択してください。なお、開示のための媒体を問いません（複数回答可）。
    - a. リスクの性質など質的な記述
    - b. 損失見積金額の開示
    - c. 発生可能性の開示
4. 3.の(2)において選択された企業リスク情報について、その記載内容の信頼性を担保するために、外部の第三者（たとえば、公認会計士）による監査またはレビューを受ける必要があるとお考えですか。なお、監査は、情報内容の信頼性を積極的に保証すること（つまり、信頼できるか否かについて意見を表明）、レビューは、その信頼性を消極的に保証すること（つまり、調べた結果、重要な誤りには気付かなかった旨を報告）をそれぞれ目的とします。
5. CSR情報に関して、
- (1) 投資情報として継続して開示している項目について○印をご記入ください。
  - (2) (1)のご回答にかかわらず、開示することが望ましいとお考えの項目について、○印をご記入ください。
  - (3) (2)のご回答項目について、どのような開示内容が必要とお考えでしょうか。次の2つの開示内容について、CSR関連項目毎にその必要性があるものを選択してください。なお、開示のための媒体を問いません（複数回答可）。
    - a. 各項目の説明的な記述
    - b. 前年度との比較による目標達成割合（%）の開示
6. 5.の(2)において選択されたCSR情報について、その記載内容の信頼性を担保するために、外部の第三者（たとえば、公認会計士）による監査またはレビューを受ける必要があるとお考えですか。

以下、①企業リスク情報・CSR情報の開示の必要性、②企業リスク情報・CSR情報の開示媒体、③企業リスク情報の開示項目と開示内容、④CSR情報の開示項目と開示内容、および⑤企業リスク情報・CSR情報に対する保証の必要性について、回答結果の概要を報告する。

## II. 企業リスク情報・CSR情報の開示の必要性

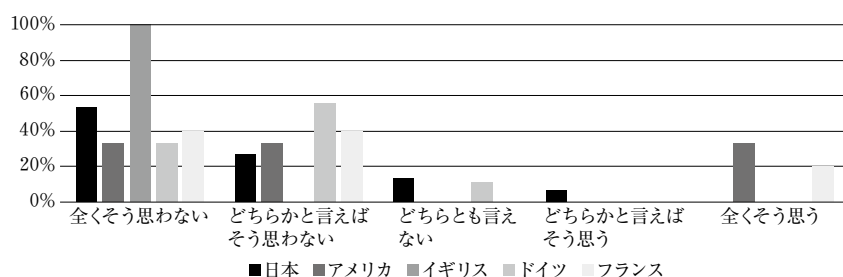
まず、企業リスク情報・CSR情報の開示の必要性に関する5つの設問について、調査結果を紹介する。

設問1-1は、「開示制度の法的規制がなければ開示する必要はない」と思うかどうかを問っている。「表5」および「図1」を参照されたい。

【表5】 法的規制がなければ開示する必要はない

意識	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
全くそう思う	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	20.0%	10.7%
どちらかと言えばそう思う	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
どちらとも言えない	13.3%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	4.9%
どちらかと言えばそう思わない	26.7%	33.3%	0.0%	55.6%	40.0%	31.1%
全くそう思わない	53.3%	33.3%	100.0%	33.3%	40.0%	52.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【図1】 法的規制がなければ開示する必要はない



「法的規制がなければ開示する必要はない」という設問に対して、「全くそう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」を合わせた否定的回答が、イギリス100%、ドイツ88.9%、日本80.0%、フランス80.0%、アメリカ66.6%、とアメリカ以外では80.0%以上の極めて高い割合となっている。同様の調査を行った2005年がアメリカ92.3%、イギリス86.0%、日本77.4%、フランス72.1%、ドイツ64.7%であったことと比べると、5カ国すべてにおいて否定的な回答割合が減少しており、欧州諸国における企業リスク情報やCSR情報の開示に対する姿勢の積極化を窺い知ることができる<sup>3)</sup>。

欧州諸国でこのような積極化姿勢が見受けられる理由として、EU第4号指令改正内容の国内法化による非財務情報の開示の促進、ならびに、2010年8月に国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: 以下IIRC) が設立され、統合報告のフレームワークに関する考え方を示したことが大きいと考えられる。このような統合報告の仕組みが議論される素地として、欧州諸国では企業リスク情報を含むCSR情報の開示が定着してきたという実績がある。つまり欧州では、企業リスク情報やCSR情報の開示に関する議論の時期は終わり、これらの情報の開示が重要という意識になっているとも解されるのである。

3) ただし [表1] で見たように、前回調査と異なり、今回の調査で得られた回答がかなり少なかったため、今回取り上げている回答が各国の上場企業全体を代表していると推定することの妥当性の問題がある。特に質問票に対する完全な記入なされた回答が、イギリス1件とアメリカ2件（これ以外に途中まで回答が1社）にとどまり、イギリスとアメリカに関しては特に注意が必要である。

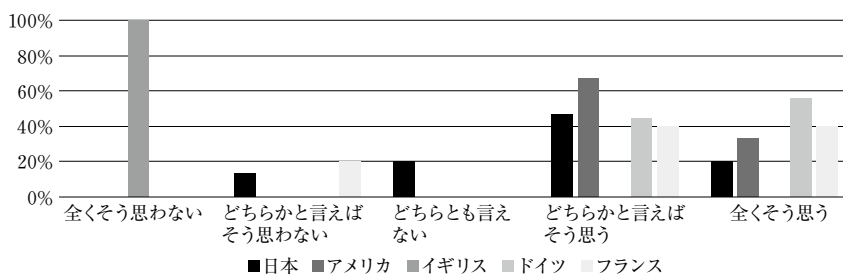
一方、わが国の場合は、前回調査から僅かに自発的開示に対して前向きな姿勢が窺えるようになってきている。この背景にも、財務情報以外の企業リスク情報を含むCSR情報開示数が、わが国でも着実に増えてきていることが反映されていると考えられる。前回調査よりも25.7%低下しているアメリカの結果をどのように理解するかについては見解の分かれるところであるが、回答を寄せた3社のうち2社が自発的開示に前向きというのは、必ずしも低い割合であるとは言えない。

設問1-2は、「IRのための重要な情報であるので、法的規制で求められている以上の内容を積極的に開示する必要がある」と思うかどうかを問うている。「表6」および「図2」を参照されたい。

【表6】 法的規制以上の内容を積極的に開示する必要がある

意識	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
全くそう思う	20.0%	33.3%	0.0%	55.6%	40.0%	29.8%
どちらかと言えばそう思う	46.7%	66.7%	0.0%	44.4%	40.0%	39.6%
どちらとも言えない	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%
どちらかと言えばそう思わない	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	6.7%
全くそう思わない	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【図2】 法的規制以上の内容を積極的に開示する必要がある



「法的規制以上に積極的に開示する必要性」に関する回答において、「全くそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた積極的開示に対する肯定的回答は、アメリカ100%、ドイツ100%、フランス80.0%、日本66.7%、イギリス0%、という順となっている。これらの回答と先の設問1-1とを合わせて考えると、ドイツとフランスは企業リスク情報・CSR情報の開示に対する姿勢が一貫していることが判る。アメリカの場合は、設問1-1での回答割合は相対的に低かったものの、既に開示規制のなかでも、またIRの一環としても、証券市場向けにかなりの質・量を伴う非財務情報を開示している実態があり、その開示に当たっても比較的積極的な情報開示姿勢を見て取ることができる。これに対してイギリスの回答は、情報開示

の必要性は認めながらも、法規制が存在する限りはそれに従うべきであり、必ずしも法規が求める以上の情報開示はする必要がない、との現われと考えられる。

一方、わが国の回答からは、設問1-1より自発的情報開示の必要性を認める割合も、開示内容の質・量の充実に対しても、積極的な諸外国に比べるとそれほど前向きとは言えないものの、その内容充実の重要性は自覚している企業もあると言える。

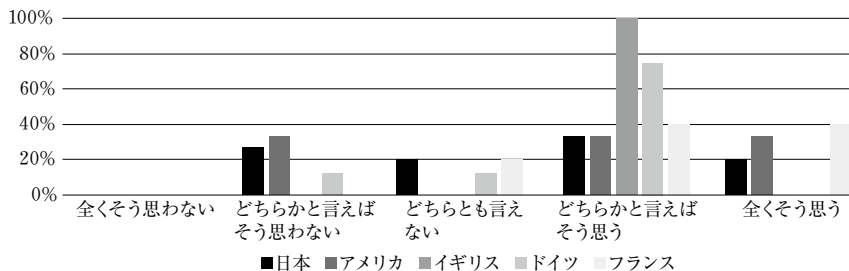
前回調査との傾向を見てみると、前回がアメリカ92.3%、ドイツ71.8%、イギリス67.4%、日本62.1%、フランス60.7%となっており、設問1-1と同じくドイツとフランスの開示内容の充実に対する積極姿勢への転換が生じたと理解できる。またこの設問でもわが国は微増という結果であり、開示の必要性和内容の充実が徐々に図られつつあると言う状況かもしれない。

設問1-3は、「開示の必要性はあるが、リスクによる損失見積金額・発生可能性やCSR情報の内容は不確かであるので、詳細な情報までは開示できない」と思うかどうかを問うている。「表7」および「図3」を参照されたい。

【表7】情報の性質上、詳細な情報までは開示できない

意識	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
全くそう思う	20.0%	33.3%	0.0%	0.0%	40.0%	18.7%
どちらかと言えばそう思う	33.3%	33.3%	100.0%	75.0%	40.0%	56.3%
どちらとも言えない	20.0%	0.0%	0.0%	12.5%	20.0%	10.5%
どちらかと言えばそう思わない	26.7%	33.3%	0.0%	12.5%	0.0%	14.5%
全くそう思わない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【図3】情報の性質上、詳細な情報までは開示できない



「詳細な情報までは開示できない」に関する回答では、「全くそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定的回答が、イギリス100%、フランス80.0%、ドイツ75.0%、アメリカ66.6%、日本53.3%、という順であり、イギリス、フランス、ドイツが全体的に企業リスク情報およびCSR情報の開示に対して慎重な姿勢を取っていると理解される。

一方で「全く思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」を合わせた設問に対する否定

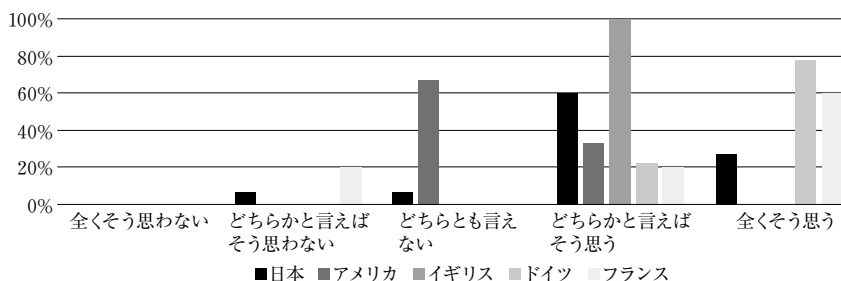
的回答は、アメリカ33.3%、日本26.7%、ドイツ12.5%、イギリスとフランスが0%、となっており、こちら側からの検討でもイギリス、フランス、ドイツは詳細な情報開示に対する慎重な姿勢が分かる。アメリカと日本では、不確かな情報でも詳細開示をできると考える企業が相対的に多い。このような傾向は、前回調査でドイツ18.6%、フランス14.5%、イギリス14.3%、日本11.2%、アメリカ7.7%からすると、イギリスとフランスとドイツで消極的姿勢に転じたのに、日本とアメリカが積極姿勢に転じている。

設問1-4は、「企業リスク情報やCSR情報の開示の有無にかかわらず、リスク・マネジメント・システムに関する情報の開示は必要である」と思うかどうかを問うている。「表8」および「図4」を参照されたい。

[表8] リスク・マネジメント・システムに関する情報の開示は必要である

意識	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
全くそう思う	26.7%	0.0%	0.0%	77.8%	60.0%	32.9%
どちらかと言えばそう思う	60.0%	33.3%	100.0%	22.2%	20.0%	47.1%
どちらとも言えない	6.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%
どちらかと言えばそう思わない	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	5.3%
全くそう思わない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[図4] リスク・マネジメント・システムに関する情報の開示は必要である



「リスク・マネジメント・システムの情報開示の必要性」に関する回答では、「全くそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定的回答が、イギリス100%、ドイツ100%、日本86.7%、フランス80.0%、アメリカ33.3%、となっており、アメリカを除く全ての国で積極的な情報開示姿勢となっており、企業リスク情報の開示だけでなく、リスクを管理する体制に関しても開示すべきとする方向が国際的にも窺える。前回調査時の割合が、ドイツ85.9%、イギリス76.2%、日本67.8%、フランス63.9%、アメリカ26.3%、となっていた点を参考にすると、日本の改善ぶりが目に付く。これはリスク・マネジメント・システムを中心とする内部統制開示の規制が導入されたことが大きな影響を与えたと考えられる。またもともとドイツでは商法



による開示規制<sup>4)</sup>が存在すること、イギリスでは統合報告をはじめとする非財務情報開示に対し積極的であることから、前回調査に続きこのような結果となったと言える。

以上のことから、ドイツとフランスは、法令等による開示要求を超えて企業リスク情報・CSR情報を開示するという積極的な姿勢が確認されたものの、詳細な企業リスク情報およびCSR情報の開示に対しては慎重な姿勢を取っていると言えよう。アメリカと日本は、ドイツ・フランスほどではないが、企業リスク情報およびCSR情報の開示に積極的であり、かつ、詳細な開示も可能であると考えられているようである。リスク・マネジメント・システムの情報開示については、アメリカを除く全ての国で積極的な情報開示姿勢が確認された。

### Ⅲ. 企業リスク情報・CSR情報の開示媒体

設問2では、企業リスク情報およびCSR情報の開示媒体を確認した。ここでは、調査時点での最近年度の開示媒体について調査結果を紹介する。企業リスク情報については「表9」および「図5」を、CSR情報については「表10」および「図6」を、それぞれ参照されたい。

なお、企業情報の開示媒体は、法定開示書類を中心とする一般的な媒体に限っても国によって異なるため、質問票では各国の実情を考慮して開示媒体を提示した。「表9」および「表10」では日本企業に対する質問票で提示した開示媒体を示しているが、他国については、有価証券報告書は一般投資者向けの法定開示書類、営業報告書は株主向け報告書、年次報告書は一般投資者向けの任意の開示書類を想定している。

企業リスク情報を開示する媒体に関しては、有価証券報告書における開示項目として要求されている日本とアメリカで100%となっているのに対し、証券市場よりも株主等の利害関係者

4) ドイツでは、2003年12月のEU第4号指令の改正による、2004年制定の貸借対照表法改革法（国際会計基準の導入および決算書監査の質の確保に関する法律（Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung）。Bilanzrechtsreformgesetz（BilReG）と略称される。）による商法典第289条の改正により、状況報告書において次のような企業リスクに関する情報の記載が義務付けられた。

1. 重要なチャンスとリスクの予想される動向の評価と判断ならびにその根拠となる仮定（第1項）
2. リスク・マネジメントの目標と方法（安全確保取引（ヘッジ取引）の会計処理の枠内で捉えられる重要なヘッジ取引すべての安全確保方法を含む）、ならびに価格変動リスク、損失リスク、流動性リスクおよび金融デリバティブに関連して企業を危険にさらす支払資金フロー変動リスク（第2項）
3. 環境および従業員の利害関係情報（第3項）

また、2006年6月のEU第4号指令の改正による、2009年5月制定の貸借対照表法現代化法（貸借対照表法の現代化に関する法律（Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts）。Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz（BilMoG）と略称される。）による商法典第289条の改正により、状況報告書には、上記に加えて、「会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴」（第5項）の記載が義務付けられた。

なお、状況報告書は、決算書監査の対象である。

[表9] 企業リスク情報の開示媒体 (最近年度)

開示媒体	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
財務諸表 (注記を含む)	37.5%	100.0%	100.0%	70.0%	40.0%	69.5%
有価証券報告書 (財務諸表情報を除く)	100.0%	100.0%	0.0%	10.0%	40.0%	50.0%
営業報告書 (財務諸表情報を除く)	18.8%	N/A	N/A	80.0%	60.0%	52.9%
年次報告書 (アニュアル・レポート/事業報告書)	31.3%	100.0%	100.0%	40.0%	100.0%	74.3%
四半期財務情報	43.8%	100.0%	0.0%	90.0%	40.0%	54.8%
環境報告書/CSR報告書/サステナビリティ報告書	18.8%	100.0%	0.0%	70.0%	60.0%	49.8%

(注) その他の媒体についての具体的な回答 (カッコ内の数字は回答会社数)

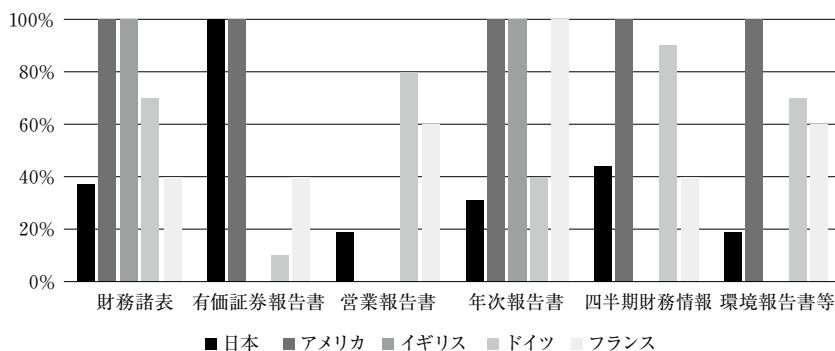
日本：決算短信 (1), ウェブサイト (1), 資産運用報告 (1), 中期経営計画 (1), 決算説明会資料 (1)

アメリカ：SEC Filings (1), Press Release (1), Corporate Website (1)

ドイツ：Internetseite, Pressemitteilungen (1), Halbjahresbericht, Zwischenmitteilung (1), Hinweise zu vorausschauenden Aussagen auf den Investoren-Seiten unserer Website (1)

フランス：Rapport de démarche continue en tant que member du Global Compact (2)

[図5] 企業リスク情報の開示媒体 (最近年度)



を重視した情報開示を指向するイギリスやフランスでは、年次報告書による開示が選択されている。アメリカでは、有価証券報告書の内容がほぼそのまま年次報告書にも掲載されるため、両方の書類に記載されていると解される。またフランスとドイツでは、営業報告書による開示が選択されており、これは商法による開示規制の影響と考えられる。興味深いのは、企業リスク情報という非財務情報が、注記を含む財務諸表に記載されるのが、アメリカとイギリスであり、またドイツでも選択されることである。企業リスク情報は、将来顕在化するかもしれないが未だ数値化されていない事項であっても、財務諸表に開示する姿勢は重要である。

CSR情報は、特に株主等の利害関係者向けに重要な情報であるため、やはりイギリスやフランスでは年次報告書、またフランスとドイツでは営業報告書での開示が選択されている。さらにイギリスおよびドイツでは、注記を含む財務諸表でも開示されている。アメリカでは、環境報告書等に記載されるべき情報の一つと考えられていることが分かる。日本では、未だCSR情報の開示自体が定着していないため、一部分は有価証券報告書による開示がなされているものの、年次報告書や環境報告書等にも記載されるとされており、確定的な開示媒体がなく散つきが見られる。

[表10] CSR情報の開示媒体（最近年度）

開示媒体	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
財務諸表（注記を含む）	18.8%	33.3%	100.0%	60.0%	20.0%	46.4%
有価証券報告書（財務諸表情報を除く）	43.8%	66.7%	0.0%	10.0%	40.0%	32.1%
営業報告書（財務諸表情報を除く）	18.8%	N/A	N/A	70.0%	60.0%	49.6%
年次報告書（アニュアル・レポート／事業報告書）	31.3%	66.7%	100.0%	40.0%	100.0%	67.6%
四半期財務情報	12.5%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	18.5%
環境報告書／CSR報告書／サステナビリティ報告書	25.0%	100.0%	0.0%	70.0%	40.0%	47.0%

(注) その他の媒体についての具体的な回答（カッコ内の数字は回答会社数）

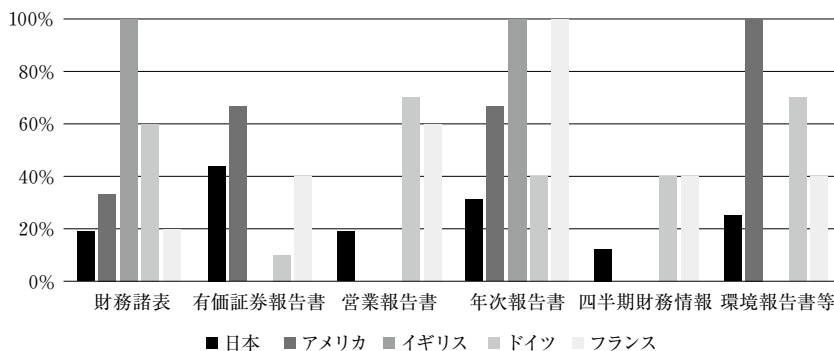
日本：ウェブサイト(1)、株主通信(2)、招集通知(事業報告)(1)、資産運用報告(1)

アメリカ：Corporate Website (1)、Company Website (1)

ドイツ：Internetseite, Pressemitteilungen (1)、Anfragen von CSR Analysten/-Investoren, Telefonkonferenzen, Vorträge, Roadshows (1)

フランス：Rapport d'amélioration continue en tant que member global compact (1)

[図6] CSR情報の開示媒体（最近年度）



#### IV. 企業リスク情報の開示項目と開示内容

ここでは、企業リスク情報の開示項目と開示内容に関する調査結果を紹介する。

##### 1. 企業リスク情報の開示項目

設問3の(1)および(2)は、12項目にわたる企業リスク情報に関して、投資情報として現在すでに開示されている項目、およびすでに開示されているかどうかにかかわらず開示することが望ましいと考えている項目を質問したものである。この質問の目的は、企業側がどのような項目を開示しているのかのみならず、いかなる企業リスク情報を提供すべきであると考えているのか、またその意識に国ごとの違いがあるのかを明らかにすることにある。

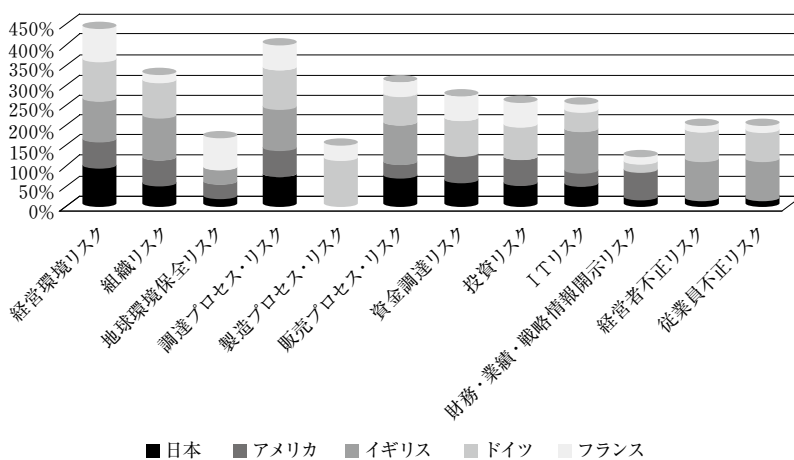
「表11」および「図7」は、現在開示されている項目について、「表12」および「図8」は開示が望ましい項目についての回答を示している。

〔表11〕 現在開示されている企業リスク情報

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	93.8%	66.7%	100.0%	100.0%	80.0%	88.1%
	2 組織リスク	50.0%	66.7%	100.0%	90.0%	20.0%	65.3%
	3 地球環境保全リスク	18.8%	33.3%	0.0%	40.0%	80.0%	34.4%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	73.3%	66.7%	100.0%	100.0%	60.0%	80.0%
	5 製造プロセス・リスク	43.8%	0.0%	0.0%	70.0%	40.0%	30.8%
	6 販売プロセス・リスク	68.8%	33.3%	100.0%	70.0%	40.0%	62.4%
財務 リスク	7 資金調達リスク	56.3%	66.7%	0.0%	90.0%	60.0%	54.6%
	8 投資リスク	50.0%	66.7%	0.0%	80.0%	60.0%	51.3%
情報 リスク	9 ITリスク	50.0%	33.3%	100.0%	50.0%	20.0%	50.7%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	18.8%	66.7%	0.0%	20.0%	20.0%	25.1%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	12.5%	0.0%	100.0%	70.0%	20.0%	40.5%
	12 従業員不正リスク	12.5%	0.0%	100.0%	70.0%	20.0%	40.5%
平均		45.7%	41.7%	58.3%	70.8%	43.3%	52.0%

(注) %は開示していると回答した企業の割合を示している。

〔図7〕 現在開示されている企業リスク情報



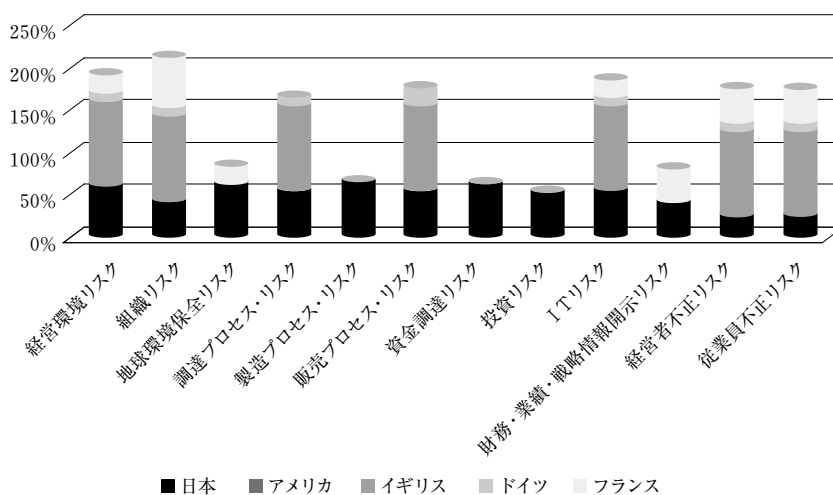
「現在開示されている企業リスク情報」として、5カ国平均で過半数を超えている項目が、「経営環境リスク」(88.1%)、「組織リスク」(63.5%)、「調達プロセス・リスク」(80.0%)、「販売プロセス・リスク」(62.4%)、「資金調達リスク」(54.6%)、「投資リスク」(51.3%)、「ITリスク」(50.7%)の7項目となっている。2003年4月以降開始の事業年度より、わが国でも「企業内容等の開示に関する内閣府令」や「ガイドライン」により「事業等のリスク」として一定の企業リスク情報項目の開示が要求されていることから、諸外国でどのような項目が企業リスク情報として開示されているかを捕捉することは重要である。これらの開示規制もあって、わが国でもこれら7項目については、50%以上の企業で開示対象となっている。

[表12] 開示が望ましい企業リスク情報

企業リスクの分類			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1	経営環境リスク	62.5%	0.0%	100.0%	10.0%	20.0%	38.5%
	2	組織リスク	43.8%	0.0%	100.0%	10.0%	60.0%	42.8%
	3	地球環境保全リスク	43.8%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	16.8%
業務プロ セス・ リスク	4	調達プロセス・リスク	56.3%	0.0%	100.0%	10.0%	0.0%	33.3%
	5	製造プロセス・リスク	56.3%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	13.3%
	6	販売プロセス・リスク	56.3%	0.0%	100.0%	20.0%	0.0%	35.3%
財務 リスク	7	資金調達リスク	43.8%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	12.8%
	8	投資リスク	43.8%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.8%
情報 リスク	9	ITリスク	56.3%	0.0%	100.0%	10.0%	20.0%	37.3%
	10	財務・業績・戦略情報開示リスク	31.3%	0.0%	0.0%	10.0%	40.0%	16.3%
法令遵守 リスク	11	経営者不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	10.0%	40.0%	35.0%
	12	従業員不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	10.0%	40.0%	35.0%
平均			45.3%	0.0%	58.3%	12.5%	20.0%	27.2%

(注) %は開示していると回答した企業の割合を示している。

[図8] 開示が望ましい企業リスク情報



逆に全体的に開示の割合の低い項目としては、「地球環境保全リスク」(34.4%),「製造プロセス・リスク」(30.8%),「財務・業績・戦略情報開示リスク」(25.1%),「経営者不正リスク」(40.5%),「従業員不正リスク」(40.5%)の5項目である。このようななかで最も企業リスク情報の開示に対して積極的なのが、回答結果からするとドイツであり、ほぼ全ての項目で開示割合の高低はあるものの、開示が進んでいることが分かる。

わが国で相対的に開示頻度が低い項目を、5カ国の平均を顕著に10%以上下回っている項目として取り上げると、「組織リスク」(50.0%),「地球環境保全リスク」(18.8%),「経営者不正

リスク」(12.5%),「従業員不正リスク」(12.5%)の4つの項目である。なかでも国際的にも注目されている「不正リスク」に対して、前回調査(8.0%と9.0%)から少し開示頻度が高まったものの、コーポレート・ガバナンスや法令遵守に係る重要な情報であることから、相変わらず低い割合となっているが、これらの不正に関する情報開示は内部統制報告の観点からも今後の重要な課題と考えられる。

「開示が望ましい企業リスク情報」として考えられている項目は、5カ国平均で全体平均(27.2%)を超えているものを取り上げると、「経営環境リスク」(38.5%),「組織リスク」(42.8%),「調達プロセス・リスク」(33.3%),「販売プロセス・リスク」(35.3%),「ITリスク」(37.3%),「経営者不正リスク」(35.0%),「従業員不正リスク」(35.0%)の7項目である。国別に企業リスク情報の開示に対する姿勢を見た場合には、イギリス(58.3%)が最も前向きに考えていることが分かる。

現状の開示と望ましい開示が最も乖離しているのがドイツ(70.8%対12.5%)であり、この傾向は前回調査(48.4%対22.5%)と同様である。ドイツでは企業リスク情報の開示が法定されているため、開示の望ましさは考慮するまでもないのかもしれない。

わが国の場合、望ましい開示項目と現状とで比べると、全体でもほぼ拮抗しており、望ましいと考える項目が実際にも開示対象となっているのと推測できる。そのような中で現状よりも多くの開示が必要と考えている項目は、「地球環境保全リスク」、「製造プロセス・リスク」、「ITリスク」、「財務・業績・戦略情報開示リスク」、「経営者不正リスク」、および「従業員不正リスク」の6項目である。ここでも法令遵守リスクに代表される経営者不正と従業員不正および地球環境の保全のリスクに対するわが国の意識の高さが窺える。

## 2. 企業リスク情報の開示内容

設問3の(3)は、開示が望ましいと回答された企業リスク情報について、①リスクの性質など質的な記述、②損失見積金額の開示、および③発生可能性の開示の3項目の開示の必要性を問うたものである(複数回答可)。その結果を示したものが「表13」から「表15」および「図9」から「図11」である。

「質的な記述」による企業リスク情報の開示については、5カ国での項目全てに対する平均が36.5%となっており、前回調査(80.9%)と比べると記述情報の開示割合がかなり減少している。各国別に前回調査との比較で平均を見ても、日本73.1%が40.6%、アメリカ87.7%が8.3%、イギリス91.0%が58.3%、フランス67.6%が15.0%、ドイツ82.0%が60.0%と全ての国で減少している。そのようななかで、特定の項目ではあるが、12項目中7つの項目で確実に開示している国がイギリスであり、全項目について一定割合で開示を行っているのがドイツ(60.0%)と日本(40.6%)である。

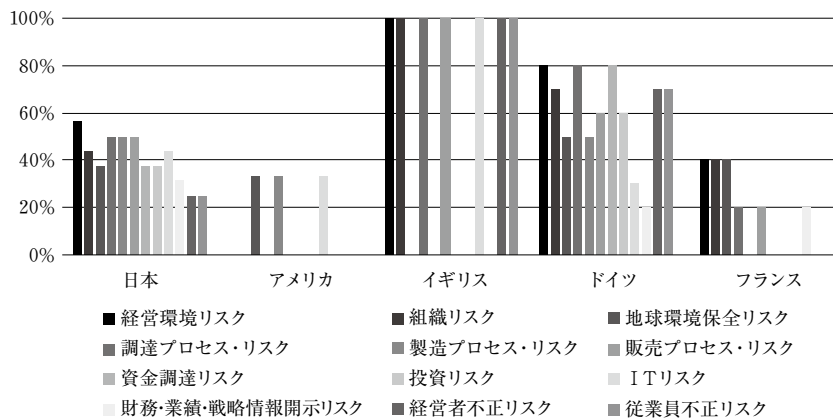
企業リスク情報が財務数値として顕在化する前の非財務情報という属性を持っている以上、

[表13] リスクの性質など質的な記述

企業リスクの分類			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1	経営環境リスク	56.3%	0.0%	100.0%	80.0%	40.0%	55.3%
	2	組織リスク	43.8%	0.0%	100.0%	70.0%	40.0%	50.8%
	3	地球環境保全リスク	37.5%	33.3%	0.0%	50.0%	40.0%	32.2%
業務プロ セス・リ スク	4	調達プロセス・リスク	50.0%	0.0%	100.0%	80.0%	20.0%	50.0%
	5	製造プロセス・リスク	50.0%	33.3%	0.0%	50.0%	0.0%	26.7%
	6	販売プロセス・リスク	50.0%	0.0%	100.0%	60.0%	20.0%	46.0%
財務 リスク	7	資金調達リスク	37.5%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	23.5%
	8	投資リスク	37.5%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	19.5%
情報 リスク	9	ITリスク	43.8%	33.3%	100.0%	30.0%	0.0%	41.4%
	10	財務・業績・戦略情報開示リスク	31.3%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	14.3%
法令遵守 リスク	11	経営者不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	70.0%	0.0%	39.0%
	12	従業員不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	70.0%	0.0%	39.0%
平均			40.6%	8.3%	58.3%	60.0%	15.0%	36.5%

(注) %は開示が必要と回答した企業の割合を示している。

[図9] リスクの性質など質的な記述



個々の企業リスク情報としての性質等の記述による説明は、利用者が情報を読解するためにも不可欠と考えられる。

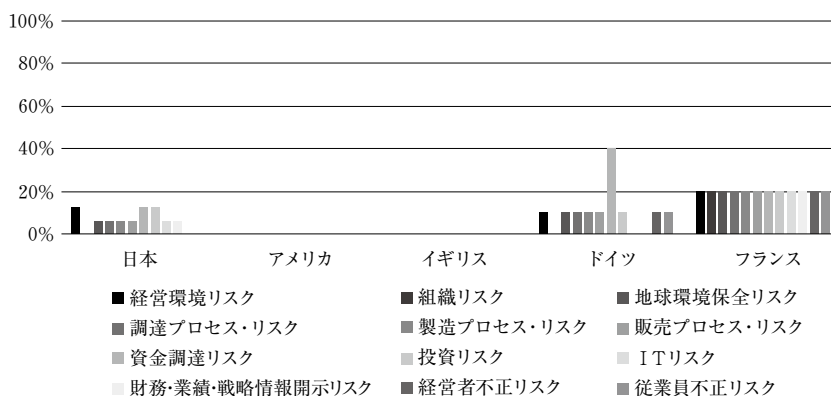
「損失見積金額の開示」に関する回答では、全体の平均割合が7.3%となっており、前回調査時の17.6%と比べて減少している。5カ国の比較で見た場合、損失見積金額の開示に対して全リスク項目で20%となっているのがフランスであるが、ドイツは「資金調達リスク」のみ40%を超えて開示されている。「資金調達リスク」に関する損失見積金額の開示は、前回調査でもドイツは44.4%となっており、他の一貫して当該企業リスク情報とその影響額としての損失見積りに対する開示割合の高さが見て取れる。またわが国も「組織リスク」と「経営者不正リス

[表14] 損失見積金額の開示

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	12.5%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	8.5%
	2 組織リスク	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
	3 地球環境保全リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%
	5 製造プロセス・リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%
	6 販売プロセス・リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%
財務 リスク	7 資金調達リスク	12.5%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	14.5%
	8 投資リスク	12.5%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	8.5%
情報 リスク	9 ITリスク	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	5.3%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	5.3%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	6.0%
	12 従業員不正リスク	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	6.0%
平均		6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%

(注) %は開示が必要と回答した企業の割合を示している。

[図10] 損失見積金額の開示



ク」「従業員不正リスク」以外については、一定の割合で損失見積金額を開示しているが、M&Aや組織再編に伴う「組織リスク」や企業不正に関連する「不正リスク」に関しても、ここ数年、その重要性が増してきているため、今損失見積りの策定と開示が将来的には望まれる。

「リスクの発生可能性」に関する回答では、全体平均が2.9%となっており、前回調査(28.1%)に比べてかなりの減少が見られる。5カ国の比較でも、開示の可能性を示しているのは日本とドイツのみであり、アメリカ、イギリス、フランスについては、回答数の少なさもあってそれらの開示に関する傾向に判断を下すことはできない。このような前提で日本とドイツを比較した場合、ドイツを上回ってわが国企業がリスクの発生可能性を開示している項目は、「経営環境リスク」、「製造プロセス・リスク」、「ITリスク」、「財務・業績・戦略情報開示リスク」、「経

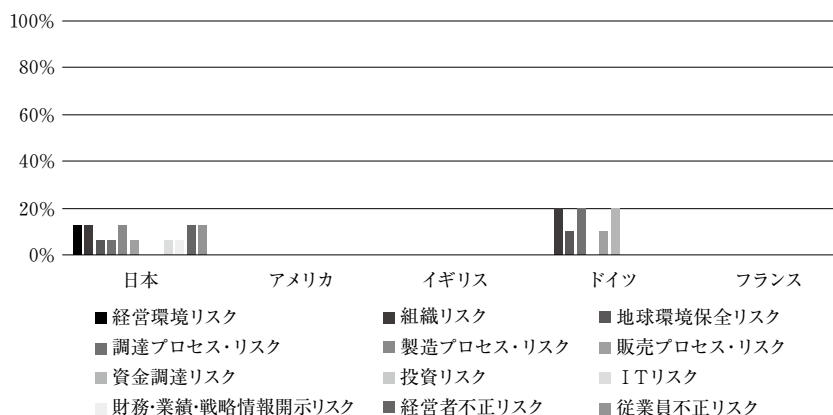


[表15] リスクの発生可能性の開示

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
	2 組織リスク	12.5%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	6.5%
	3 地球環境保全リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	3.3%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	6.3%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	5.3%
	5 製造プロセス・リスク	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
	6 販売プロセス・リスク	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	3.3%
財務 リスク	7 資金調達リスク	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	4.0%
	8 投資リスク	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
情報 リスク	9 ITリスク	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
	12 従業員不正リスク	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
平均		7.8%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	2.9%

(注) %は開示が必要と回答した企業の割合を示している。

[図11] リスクの発生可能性の開示



「経営者不正リスク」、「従業員不正リスク」の6項目である。

リスクの発生可能性は、前出の損失見積金額と一体的に理解され、利用者からすると期待値の算定に必須の意思決定情報である。このため、利用者の側からすると意思決定情報としての目的適合性は極めて高い。しかし情報作成側の企業からすると、特にこれら2つの項目は、自社にとって不利な情報となることが明らかであり、かつ不確実なものであることから、数値によって開示することで利用者を誤導しかねない、という配慮が働いている可能性は高い。

## V. CSR情報の開示項目と開示内容

### 1. CSR情報の開示項目

設問5 (1) および (2) は、13項目にわたるCSR情報に関して、投資情報として現在すでに開示されている項目、およびすでに開示されているかどうかにかかわらず開示することが望ましいと考えている項目について質問したものである。この質問の目的は、上記の企業リスク情報の開示状況と開示内容と同じである。

「表16」および「図12」は現在開示されている項目について、「表17」および「図13」は開示が望ましい項目についての回答を示している。

まず、全般的な状況を確認する。企業リスク情報とは異なり、「現在開示されているCSR情報」として、5カ国平均で過半数を超えていない項目は、「生物多様性保護の状況」(33.2%)と「雇用機会提供の状況」(6.7%)の2項目しかない。他の項目はすべて56%を超えている。つまり、全体としてCSR情報の開示が進んでいる状況にあると判断できる。全体的に開示割合の高い項目(上位3項目)は、「労働環境配慮の状況」(71.8%)、「従業員配慮の状況」(69.8%)、「健全な事業活動実施の状況」(68.1%)である。国別の平均で見ると、日本(21.2%)は他国に比べてCSR情報の開示が進んでいない状況がはっきりと読み取れる。回答結果からCSR情報の開示に対して積極的であると判断されるのはイギリス(84.6%)とドイツ(69.2%)であり、「雇用機会提供の状況」以外の項目で開示が進んでいるようである。

日本で開示割合が高いのは経済関連項目と環境関連項目であり、日本の上場企業の開示書類を念頭に置けば、納得のいく開示状況である。一方で、「地域社会への貢献の状況」を除く社会関連項目(人権配慮の状況、従業員配慮の状況、労働環境配慮の状況、雇用機会提供の状況)の開示割合が相対的に低く、日本企業の今後の課題と考えられる。上述のとおり、他国とくに独仏では従業員配慮の状況と労働環境配慮の状況の開示割合が高く、国・地域の特徴から生じる情報要求の違いが現れているといえよう。

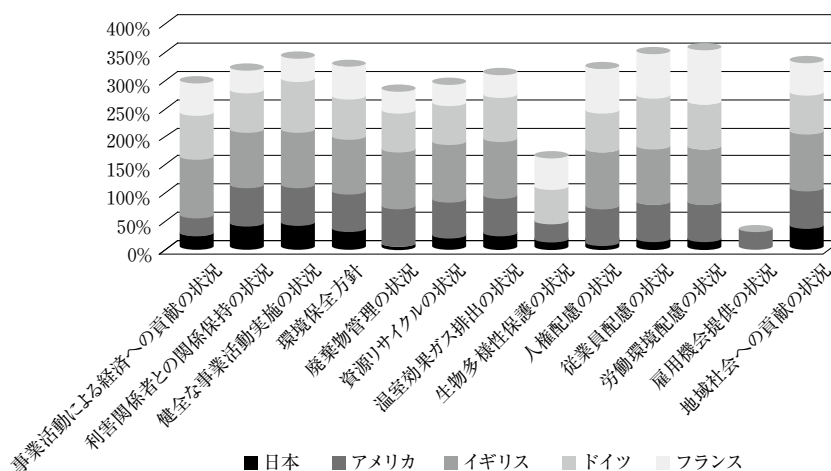
「現在開示されているCSR情報」の回答とは打って変わって、「開示が望ましいCSR情報」の回答は低調であり、5カ国平均で過半数を超えている項目はない。この設問では、「現在開示しているかどうかにかかわらず、開示することが望ましいと考える項目」を問うていることから、CSR情報の開示に対する消極的な姿勢が伺える。現在はさまざまなCSR情報を開示しているが、できれば開示したくないという意識の表れであろうか。現状の開示と望ましい開示の乖離を確認すると、ドイツ(69.2%対16.2%)とフランス(53.8%対10.8%)が大きい。一方で、他国に比べて開示が進んでいない日本は21.2%対28.8%と、現在よりも開示することが望ましいと考えられている傾向が読み取れる。項目別に見ても環境関連項目と社会関連項目の多くが、現在よりも開示することが望ましいと考えられている。これらを勘案すれば、CSR情報の開示は、

[表16] 現在開示されているCSR情報

CSRに関する項目の分類			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1	事業活動による経済への貢献の状況	25.0%	33.3%	100.0%	80.0%	60.0%	59.7%
	2	利害関係者との関係保持の状況	43.8%	66.7%	100.0%	70.0%	40.0%	64.1%
	3	健全な事業活動実施の状況	43.8%	66.7%	100.0%	90.0%	40.0%	68.1%
環境 関連 項目	4	環境保全方針	31.3%	66.7%	100.0%	70.0%	60.0%	65.6%
	5	廃棄物管理の状況	6.3%	66.7%	100.0%	70.0%	40.0%	56.6%
	6	資源リサイクルの状況	18.8%	66.7%	100.0%	70.0%	40.0%	59.1%
	7	温室効果ガス排出の状況	25.0%	66.7%	100.0%	80.0%	40.0%	62.3%
	8	生物多様性保護の状況	12.5%	33.3%	0.0%	60.0%	60.0%	33.2%
社会 関連 項目	9	人権配慮の状況	6.3%	66.7%	100.0%	70.0%	80.0%	64.6%
	10	従業員配慮の状況（賃金、福利厚生、 訓練など）	12.5%	66.7%	100.0%	90.0%	80.0%	69.8%
	11	労働環境配慮の状況	12.5%	66.7%	100.0%	80.0%	100.0%	71.8%
	12	雇用機会提供の状況	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%
	13	地域社会への貢献の状況	37.5%	66.7%	100.0%	70.0%	60.0%	66.8%
平均			21.2%	59.0%	84.6%	69.2%	53.8%	57.6%

(注) %は開示していると回答した企業の割合を示している。

[図12] 現在開示されているCSR情報



開示が進んでいるドイツやフランスと開示が進んでいない日本との中間に着地点が見いだせるのではないだろうか。

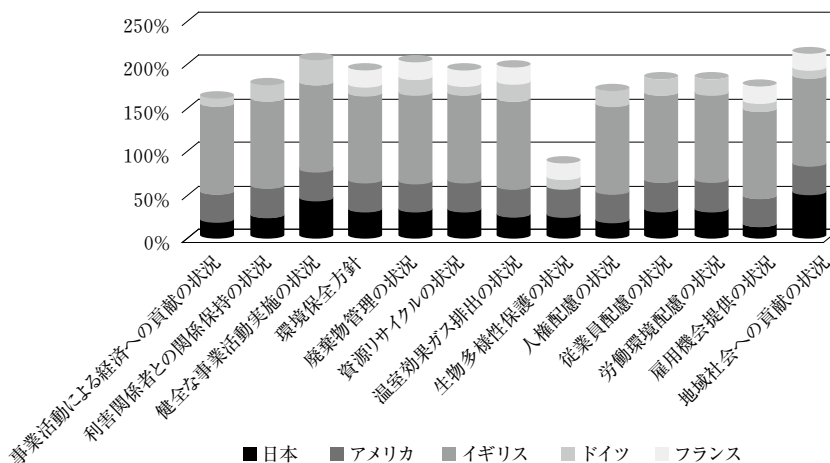
5カ国平均で全体平均（36.3%）を超えている項目は、「地域社会への貢献の状況」（42.7%）、「健全な事業活動実施の状況」（41.4%）、「廃棄物管理の状況」（40.9%）、「温室効果ガス排出の状況」（39.7%）、「資源リサイクルの状況」（38.9%）、「環境保全方針」（38.9%）、「労働環境配慮の状況」（36.9%）、「従業員配慮の状況」（36.9%）の8項目である。「生物多様性保護の状況」

[表17] 開示が望ましいCSR情報

CRSに関する項目の分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1 事業活動による経済への貢献の状況	18.8%	33.3%	100.0%	10.0%	0.0%	32.4%
	2 利害関係者との関係保持の状況	25.0%	33.3%	100.0%	20.0%	0.0%	35.7%
	3 健全な事業活動実施の状況	43.8%	33.3%	100.0%	30.0%	0.0%	41.4%
環境 関連 項目	4 環境保全方針	31.3%	33.3%	100.0%	10.0%	20.0%	38.9%
	5 廃棄物管理の状況	31.3%	33.3%	100.0%	20.0%	20.0%	40.9%
	6 資源リサイクルの状況	31.3%	33.3%	100.0%	10.0%	20.0%	38.9%
	7 温室効果ガス排出の状況	25.0%	33.3%	100.0%	20.0%	20.0%	39.7%
	8 生物多様性保護の状況	25.0%	33.3%	0.0%	10.0%	20.0%	17.7%
社会 関連 項目	9 人権配慮の状況	18.8%	33.3%	100.0%	20.0%	0.0%	34.4%
	10 従業員配慮の状況 (賃金, 福利厚生, 訓練など)	31.3%	33.3%	100.0%	20.0%	0.0%	36.9%
	11 労働環境配慮の状況	31.3%	33.3%	100.0%	20.0%	0.0%	36.9%
	12 雇用機会提供の状況	12.5%	33.3%	100.0%	10.0%	20.0%	35.2%
	13 地域社会への貢献の状況	50.0%	33.3%	100.0%	10.0%	20.0%	42.7%
平均		28.8%	33.3%	92.3%	16.2%	10.8%	36.3%

(注) %は開示が望ましいと回答した企業の割合を示している。

[図13] 開示が望ましいCSR情報



は17.7%と極端に低く、社会的責任の観点からしても事業活動に関する情報提供との関連が薄いと判断されているのかもしれない。

## 2. CSR情報の開示内容

設問5の(3)は、開示が望ましいと回答されたCSR情報について、①各項目の説明的な記述、および②前年度との比較による目標達成割合(%)の開示の必要性を問うたものである(複数

回答可)。その結果を示したものが「表18」と「表19」および「図14」と「図15」である。

CSR情報には客観的な計数化が困難な情報や、計数化できるが数値を理解するための説明が必要な情報が多く含まれることから、個々のCSR情報に関する説明的な記述（説明）は、利用者が情報を読解するために不可欠と考えられるが、5カ国全体の平均は30.5%と低い結果となっている。

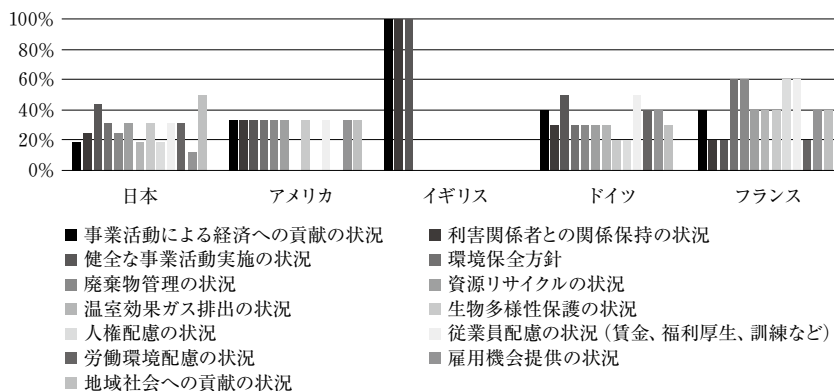
CSR情報の「説明的な記述」の必要性について、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「健全な事業活動実施の状況」(49.4%)、「事業活動による経済への貢献の状況」(46.4%)、「利害関係者との関係保持の状況」(41.7%)、「従業員配慮の状況」(34.9%)、「環境保全方針」(30.9%)、「地域社会への貢献の状況」(30.7%)の6項目である。国別では、フランスが41.5%と最も高く、

[表18] 説明的な記述

CRSに関する項目の分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1 事業活動による経済への貢献の状況	18.8%	33.3%	100.0%	40.0%	40.0%	46.4%
	2 利害関係者との関係保持の状況	25.0%	33.3%	100.0%	30.0%	20.0%	41.7%
	3 健全な事業活動実施の状況	43.8%	33.3%	100.0%	50.0%	20.0%	49.4%
環境 関連 項目	4 環境保全方針	31.3%	33.3%	0.0%	30.0%	60.0%	30.9%
	5 廃棄物管理の状況	25.0%	33.3%	0.0%	30.0%	60.0%	29.7%
	6 資源リサイクルの状況	31.3%	33.3%	0.0%	30.0%	40.0%	26.9%
	7 温室効果ガス排出の状況	18.8%	0.0%	0.0%	30.0%	40.0%	17.8%
	8 生物多様性保護の状況	31.3%	33.3%	0.0%	20.0%	40.0%	24.9%
社会 関連 項目	9 人権配慮の状況	18.8%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	19.8%
	10 従業員配慮の状況（賃金、福利厚生、訓練など）	31.3%	33.3%	0.0%	50.0%	60.0%	34.9%
	11 労働環境配慮の状況	31.3%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	18.3%
	12 雇用機会提供の状況	12.5%	33.3%	0.0%	40.0%	40.0%	25.2%
	13 地域社会への貢献の状況	50.0%	33.3%	0.0%	30.0%	40.0%	30.7%
平均		28.4%	25.6%	23.1%	33.8%	41.5%	30.5%

(注) %は開示が必要と回答した企業の割合を示している。

[図14] 各項目の説明的な記述

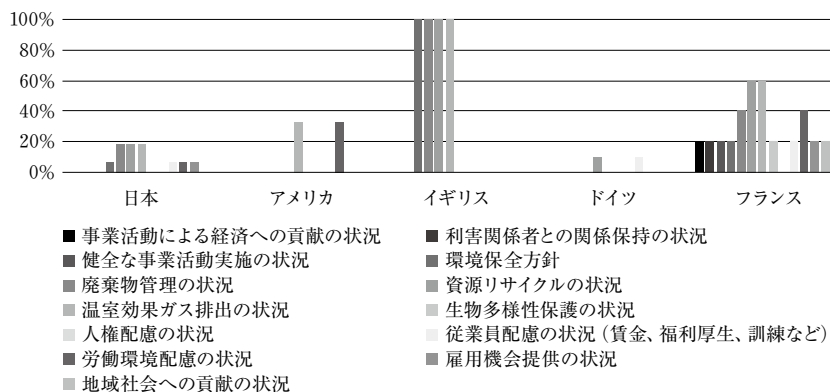


[表19] 前年度との比較による目標達成割合(%)の開示

CRSに関する項目の分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1 事業活動による経済への貢献の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
	2 利害関係者との関係保持の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
	3 健全な事業活動実施の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
環境 関連 項目	4 環境保全方針	6.3%	0.0%	100.0%	0.0%	20.0%	25.3%
	5 廃棄物管理の状況	18.8%	0.0%	100.0%	0.0%	40.0%	31.8%
	6 資源リサイクルの状況	18.8%	0.0%	100.0%	10.0%	60.0%	37.8%
	7 温室効果ガス排出の状況	18.8%	33.3%	100.0%	0.0%	60.0%	42.4%
	8 生物多様性保護の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
社会 関連 項目	9 人権配慮の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	10 従業員配慮の状況(賃金、福利厚生、 訓練など)	6.3%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	7.3%
	11 労働環境配慮の状況	6.3%	33.3%	0.0%	0.0%	40.0%	15.9%
	12 雇用機会提供の状況	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	5.3%
	13 地域社会への貢献の状況	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	4.0%
平均		6.3%	5.1%	30.8%	1.5%	27.7%	14.3%

(注) %は開示が必要と回答した企業の割合を示している。

[図15] 前年度との比較による目標達成割合(%)の開示



イギリスが23.1%と最も低い。イギリス企業は、経済関連項目には説明的記述が望ましいと考えているが、それ以外の項目については説明不要と考えている。

「前年度との比較による目標達成割合(%)の開示」の必要性に関する意識は「説明的な記述」以上に低く、5カ国全体の平均は14.3%にとどまっている。

「前年度との比較による目標達成割合(%)の開示」の必要性について、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「温室効果ガス排出の状況」(42.4%)、「資源リサイクルの状況」(37.8%)、「廃棄物管理の状況」(31.8%)、「環境保全方針」(25.3%)、「労働環境配慮の状況」(15.9%)

の5項目であり、上位4項目は環境関連項目である。環境関連項目（生物多様性保護の状況を除く）は、すでに当該情報の開示だけでなく目標達成割合も開示されているか、開示しやすいのではないかと考えられる。

国別では、イギリス（30.8%）とフランス（27.7%）が高く、逆にドイツは1.5%と非常に低い結果となっている。項目別では、全体平均を超えている上記5項目以外はすべて一桁台であり、「人権配慮の状況」に至っては0%である。これらは数値目標に馴染まない項目と判断されているのであろう。

## VI. 企業リスク情報・CSR情報に対する保証の必要性

企業リスク情報およびCSR情報は、そもそも不確実なリスクや客観的に計数化できない状況を対象としており、情報としての目的適合性が高いとしても信頼性を確保することが難しい性質を有していると考えられる。信頼性の程度の低い情報を開示することは、かえって情報利用者の意思決定をミスリードする可能性があることから、企業リスク情報・CSR情報の信頼性の保証の必要性について質問した。

### 1. 企業リスク情報に対する保証の必要性

まず、企業リスク情報に対する保証の必要性に関する3つの設問についての調査結果を報告する。設問4では、設問3で開示が望ましいと回答された企業リスク情報のそれぞれについて、その記載内容の信頼性を担保するために、①監査が必要、②レビューが必要、または③監査もレビューも不要のいずれと考えているかを質問した。

その結果を示したものが「表20」から「表22」および「図16」から「図18」である。

企業リスク情報に対しては監査が必要であると考える企業の割合は、全体平均で29.8%であり、前回調査（25.5%）よりも少し高くなっている。しかし、国別に見ると、4割を超える企業が企業リスク情報に対する監査を必要と回答したのはドイツ（55.4%）と日本（42.5%）のみである。他の3カ国は全体平均を大きく下回っており、各国間に大きな差異が認められる。

項目別では、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「資金調達リスク」（56.5%）、「投資リスク」（48.2%）、「経営者不正リスク」（40.0%）、および「従業員不正リスク」（31.7%）の4項目であり、財務リスクと法令遵守リスクのすべてについて、監査の必要性が相対的に高く認識されている。

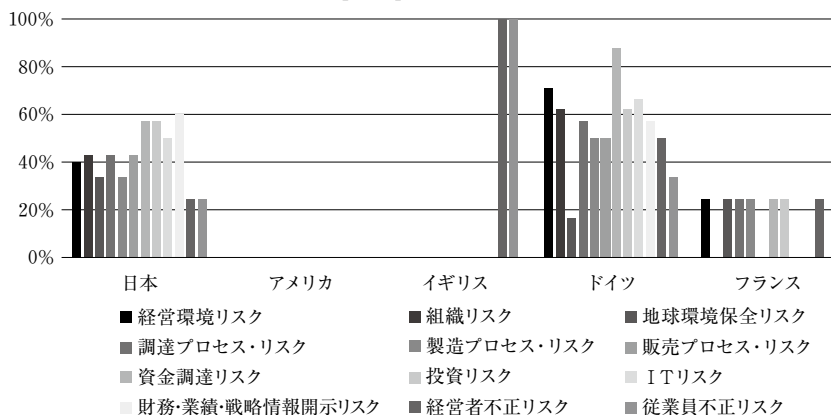
企業リスク情報に対してレビューが必要と考える企業の割合は、全体平均で21.5%であり、前回調査（40.0%）よりも大幅に低下している。国別に見ると、4割を超える企業が企業リスク情報に対するレビューが必要と回答したのは日本（48.5%）とフランス（42.4%）のみである。アメリカとイギリスは0%、ドイツは7.3%と各国間に大きな差異が認められる。

[表20] 企業リスク情報の監査の必要性

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	40.0%	0.0%	0.0%	71.4%	25.0%	27.3%
	2 組織リスク	42.9%	0.0%	0.0%	62.5%	0.0%	21.1%
	3 地球環境保全リスク	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	25.0%	15.0%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	42.9%	0.0%	0.0%	57.1%	25.0%	25.0%
	5 製造プロセス・リスク	33.3%	0.0%	N/A	50.0%	25.0%	27.1%
	6 販売プロセス・リスク	42.9%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	18.6%
財務 リスク	7 資金調達リスク	57.1%	N/A	N/A	87.5%	25.0%	56.5%
	8 投資リスク	57.1%	N/A	N/A	62.5%	25.0%	48.2%
情報 リスク	9 ITリスク	50.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	23.3%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	60.0%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	23.4%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	50.0%	25.0%	40.0%
	12 従業員不正リスク	25.0%	0.0%	100.0%	33.3%	0.0%	31.7%
平均		42.5%	0.0%	22.2%	55.4%	14.6%	29.8%

(注) %は監査が必要と回答した企業の割合を示している。

[図16] 監査が必要



項目別では、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「従業員不正リスク」(26.7%)、「ITリスク」(25.8%)、「販売プロセス・リスク」(24.8%)、「製造プロセス・リスク」(24.1%)、「地球環境保全リスク」(23.3%)、「資金調達リスク」(22.6%)、および「投資リスク」(22.6%)の7項目であり、業務プロセス・リスクと財務リスクのすべてについて、レビューの必要性が相対的に高く認識されている。5カ国平均が最も高い「従業員不正リスク」と最も低い「経営環境リスク」(11.0%)との差は15.7ポイントであり、企業リスク情報の項目間でレビューを必要とする割合にそれほど大きな差異は認められない。

企業リスク情報に対して監査・レビューのいずれも不要と考える企業の割合は、全体平均で49.0%と半数に及び、前回調査(27.4%)よりも大幅に高くなっている。国別に見ると、アメ

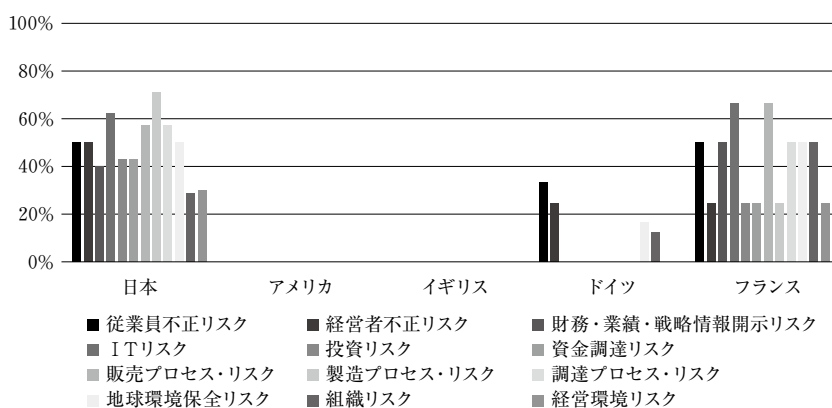


[表21] 企業リスク情報のレビューの必要性

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	11.0%
	2 組織リスク	28.6%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	18.2%
	3 地球環境保全リスク	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	23.3%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	21.4%
	5 製造プロセス・リスク	71.4%	0.0%	N/A	0.0%	25.0%	24.1%
	6 販売プロセス・リスク	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	24.8%
財務 リスク	7 資金調達リスク	42.9%	N/A	N/A	0.0%	25.0%	22.6%
	8 投資リスク	42.9%	N/A	N/A	0.0%	25.0%	22.6%
情報 リスク	9 ITリスク	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	25.8%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	18.0%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	20.0%
	12 従業員不正リスク	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	26.7%
平均		48.5%	0.0%	0.0%	7.3%	42.4%	21.5%

(注) %はレビューが必要と回答した企業の割合を示している。

[図17] レビューが必要



リカが100%，イギリスが77.8%と極端に高いが，この2国を除いてもフランス43.1%，ドイツ37.3%と前回よりも不要と考える割合は高くなっている。これに対して日本は，相対的に監査またはレビューを必要と考えているようである。

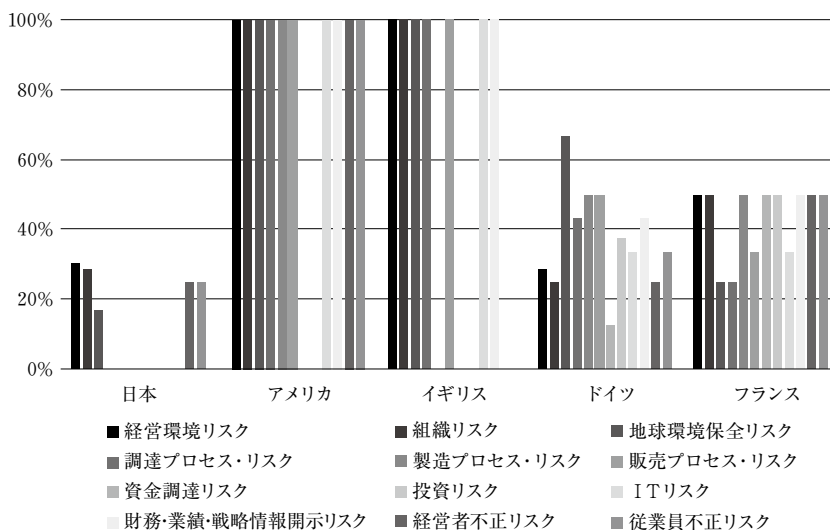
項目別では，5ヵ国平均で全体平均を超えている項目は，「経営環境リスク」(61.7%)，「地球環境保全リスク」(61.7%)，「組織リスク」(60.7%)，「財務・業績・戦略情報開示リスク」(58.6%)，「販売プロセス・リスク」(56.7%)，「調達プロセス・リスク」(53.6%)，「ITリスク」(53.3%)，「製造プロセス・リスク」(50.0%)の8項目である。経営戦略リスク，業務プロセス・リスク，および情報リスクのすべての項目について，監査もレビューも不要と考えられている。これに対して財務リスクは資金調達リスクが20.8%，投資リスクが29.2%と不要と考える割合が低く

[表22] 企業リスク情報の保証は不要

企業リスクの分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経営戦略 リスク	1 経営環境リスク	30.0%	100.0%	100.0%	28.6%	50.0%	61.7%
	2 組織リスク	28.6%	100.0%	100.0%	25.0%	50.0%	60.7%
	3 地球環境保全リスク	16.7%	100.0%	100.0%	66.7%	25.0%	61.7%
業務プロ セス・リ スク	4 調達プロセス・リスク	0.0%	100.0%	100.0%	42.9%	25.0%	53.6%
	5 製造プロセス・リスク	0.0%	100.0%	N/A	50.0%	50.0%	50.0%
	6 販売プロセス・リスク	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	33.3%	56.7%
財務 リスク	7 資金調達リスク	0.0%	N/A	N/A	12.5%	50.0%	20.8%
	8 投資リスク	0.0%	N/A	N/A	37.5%	50.0%	29.2%
情報 リスク	9 ITリスク	0.0%	100.0%	100.0%	33.3%	33.3%	53.3%
	10 財務・業績・戦略情報開示リスク	0.0%	100.0%	100.0%	42.9%	50.0%	58.6%
法令遵守 リスク	11 経営者不正リスク	25.0%	100.0%	0.0%	25.0%	50.0%	40.0%
	12 従業員不正リスク	25.0%	100.0%	0.0%	33.3%	50.0%	41.7%
平均		10.4%	100.0%	77.8%	37.3%	43.1%	49.0%

(注) %は監査もレビューもともに不要と回答した企業の割合を示している。

[図18] 企業リスク情報の保証は不要



なっている。

以上のことから、企業リスク情報全般について、国別の相対比較では、監査が必要と考える国はドイツ(55.4%)と日本(42.5%)、レビューが必要と考える国は日本(48.5%)とフランス(42.4%)であるといえる。ドイツにおいては、企業リスク情報は年度決算書中の状況報告書の記載事項とされ、決算書監査人による監査の対象となっており、この結果と符合する。日本は、いまだ企業リスク情報の監査・レビュー制度への動きは見られないが、監査またはレビューの

いずれかを必要と考える割合が高いことは注目に値するであろう。ただし、項目ごとに顕著な違いは見られなかった。

前回調査と比較して、企業リスク情報に対して監査もレビューも不要との割合が高まっているのは意外であった。なぜ開示情報の保証は不要と考えるのかは調査結果からは推測できないが、保証する必要があるという意識の現れか、あるいは企業リスク情報の性質は保証に馴染まないと考えられているのかもしれない。

## 2. CSR情報に対する保証の必要性

次に、CSR情報に対する保証の必要性に関する3つの設問についての調査結果を報告する。設問6では、設問5で開示が望ましいと回答されたCSR情報のそれぞれについて、その記載内容の信頼性を担保するために、①監査が必要、②レビューが必要、または③監査もレビューも不要のいずれと考えているかを質問した。

その結果を示したものが「表23」から「表25」および「図19」から「図21」である。

CSR情報に対しては監査が必要であると考え企業の割合は、全体平均で17.5%であり、企業リスク情報の場合（29.8%）よりもかなり低い。国別に見ると、ドイツ（36.5%）とフランス（34.0%）が高い。日本は17.0%であるが、アメリカとイギリスは0%と各国の意識に大きな差異が認められる。

項目別では、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「温室効果ガス排出の状況」（26.0%）、「人権配慮の状況」（25.7%）、「廃棄物管理の状況」（24.5%）、「労働環境配慮の状況」（22.9%）、「従業員配慮の状況」（21.5%）、「地域社会への貢献の状況」（20.8%）の6項目であり、社会関連項目が4項目、環境関連項目が2項目となっている。5カ国平均が最も高い「温室効果ガス排出の状況」と最も低い「利害関係者との関係保持の状況」（4.0%）との差は22.0ポイントであり、CSR情報の項目間でレビューを必要とする割合にもバラツキが見られる。

CSR情報に対してレビューが必要であると考え企業の割合は、全体平均で21.3%であり、企業リスク情報の場合（21.5%）と同じ程度である。国別に見ると、フランス（62.2%）と日本（36.4%）が高いが、ドイツは7.7%、アメリカとイギリスは0%と、各国の意識に大きな差異が認められる。

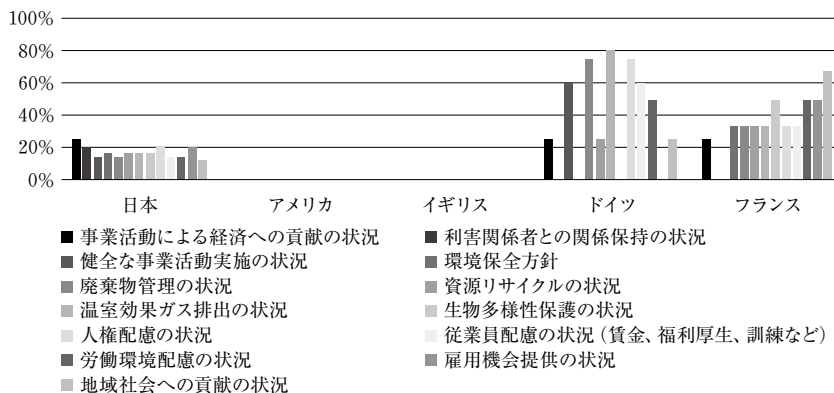
項目別では、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「健全な事業活動実施の状況」（25.7%）、「環境保全方針」（25.0%）、「廃棄物管理の状況」（24.8%）、「利害関係者との関係保持の状況」（24.0%）、「資源リサイクルの状況」（23.3%）、「温室効果ガス排出の状況」（23.3%）の6項目であり、環境関連項目が4項目、経済関連項目が2項目となっている。フランスでは、「利害関係者との関係保持の状況」と「健全な事業活動実施の状況」について、すべての回答企業がレビューは必要と回答している。日本企業についてみれば、環境関連項目について、レビューを必要とする割合が高い。5カ国平均が最も高い「健全な事業活動実施の状況」と最も低い

[表23] CSR情報の監査の必要性

CSRに関する項目の分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1 事業活動による経済への貢献の状況	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	15.0%
	2 利害関係者との関係保持の状況	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%
	3 健全な事業活動実施の状況	14.3%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	14.9%
環境 関連 項目	4 環境保全方針	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	10.0%
	5 廃棄物管理の状況	14.3%	0.0%	0.0%	75.0%	33.3%	24.5%
	6 資源リサイクルの状況	16.7%	0.0%	0.0%	25.0%	33.3%	15.0%
	7 温室効果ガス排出の状況	16.7%	0.0%	0.0%	80.0%	33.3%	26.0%
	8 生物多様性保護の状況	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	13.3%
社会 関連 項目	9 人権配慮の状況	20.0%	0.0%	0.0%	75.0%	33.3%	25.7%
	10 従業員配慮の状況 (賃金, 福利厚生, 訓練など)	14.3%	0.0%	0.0%	60.0%	33.3%	21.5%
	11 労働環境配慮の状況	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	22.9%
	12 雇用機会提供の状況	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	14.0%
	13 地域社会への貢献の状況	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	66.7%	20.8%
平均		17.0%	0.0%	0.0%	36.5%	34.0%	17.5%

(注) %は監査が必要と回答した企業の割合を示している。

[図19] 監査が必要



「生物多様性保護の状況」および「地域社会への貢献の状況」(ともに16.7%)との差は9.0ポイントであり、CSR情報の項目間でレビューを必要とする割合にそれほど大きな差異は認められない。

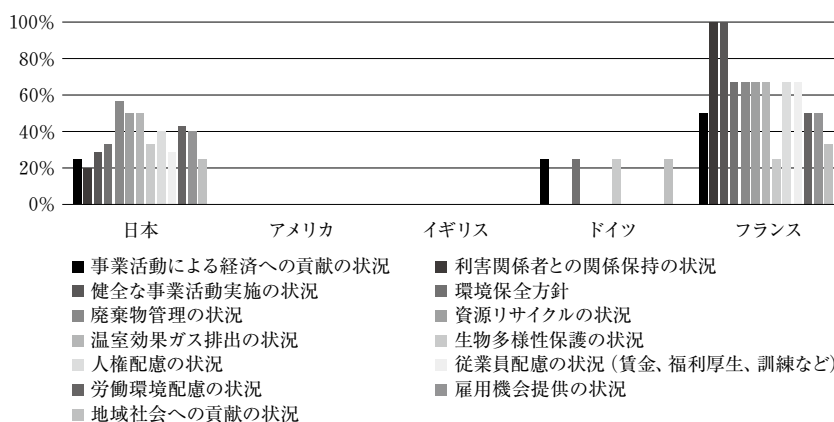
最後に、CSR情報に対して監査・レビューのいずれも不要と考える企業の割合は、全体平均で68.7%と高い水準であり、企業リスク情報の場合の49.0%よりも大幅に高くなっている。国別に見ると、アメリカとイギリスは100%と極端に高いが、この2国を除いてもドイツ55.8%、日本46.5%、フランス41.0%と、各国とも高い。これに対して日本は、相対的に監査またはレビューを必要と考えているようである。企業リスク情報に対する意識とあわせて考えると、日本

[表24] CSR情報のレビューの必要性

CSRに関する項目の分類			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1	事業活動による経済への貢献の状況	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	20.0%
	2	利害関係者との関係保持の状況	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	24.0%
	3	健全な事業活動実施の状況	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	25.7%
環境 関連 項目	4	環境保全方針	33.3%	0.0%	0.0%	25.0%	66.7%	25.0%
	5	廃棄物管理の状況	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	24.8%
	6	資源リサイクルの状況	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	23.3%
	7	温室効果ガス排出の状況	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	23.3%
	8	生物多様性保護の状況	33.3%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	16.7%
社会 関連 項目	9	人権配慮の状況	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	21.3%
	10	従業員配慮の状況（賃金、福利厚生、訓練など）	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	19.0%
	11	労働環境配慮の状況	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	18.6%
	12	雇用機会提供の状況	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	18.0%
	13	地域社会への貢献の状況	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	33.3%	16.7%
平均			36.4%	0.0%	0.0%	7.7%	62.2%	21.3%

(注) %はレビューが必要と回答した企業の割合を示している。

[図20] レビューが必要



企業は、企業リスク情報については何らかの保証が必要と考えているが、CSR情報については保証の必要性に対する認識が低いようである。

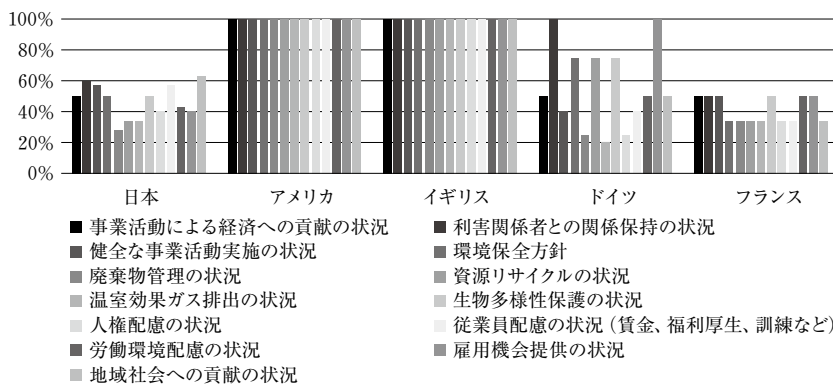
項目別では、5カ国平均で全体平均を超えている項目は、「利害関係者との関係保持の状況」(82.0%)、「雇用機会提供の状況」(78.0%)、「生物多様性保護の状況」(75.0%)、「環境保全方針」(71.7%)、「事業活動による経済への貢献の状況」(70.0%)、「健全な事業活動実施の状況」(69.4%)、および「地域社会への貢献の状況」(69.2%)の7項目であり、経済関連項目は3項目とも監査もレビューも不要と考えられている。5カ国平均が最も高い「利害関係者との関係保持の状況」

[表25] CSR情報の保証は不要

CSRに関する項目の分類		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	平均
経済 関連 項目	1 事業活動による経済への貢献の状況	50.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	70.0%
	2 利害関係者との関係保持の状況	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	82.0%
	3 健全な事業活動実施の状況	57.1%	100.0%	100.0%	40.0%	50.0%	69.4%
環境 関連 項目	4 環境保全方針	50.0%	100.0%	100.0%	75.0%	33.3%	71.7%
	5 廃棄物管理の状況	28.6%	100.0%	100.0%	25.0%	33.3%	57.4%
	6 資源リサイクルの状況	33.3%	100.0%	100.0%	75.0%	33.3%	68.3%
	7 温室効果ガス排出の状況	33.3%	100.0%	100.0%	20.0%	33.3%	57.3%
社会 関連 項目	8 生物多様性保護の状況	50.0%	100.0%	100.0%	75.0%	50.0%	75.0%
	9 人権配慮の状況	40.0%	100.0%	100.0%	25.0%	33.3%	59.7%
	10 従業員配慮の状況 (賃金, 福利厚生, 訓練など)	57.1%	100.0%	100.0%	40.0%	33.3%	66.1%
	11 労働環境配慮の状況	42.9%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	68.6%
	12 雇用機会提供の状況	40.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	78.0%
13 地域社会への貢献の状況	62.5%	100.0%	100.0%	50.0%	33.3%	69.2%	
平均		46.5%	100.0%	100.0%	55.8%	41.0%	68.7%

(注) %は監査もレビューもともに不要と回答した企業の割合を示している。

[図21] 監査・レビューのいずれも不要



と最も低い「生物多様性保護の状況」と「温室効果ガス排出の状況」(57.3%)との差は24.7ポイントであり、CSR情報の項目間でレビューを必要とする割合に大きな差異が認められるものの、最も低い回答割合でも57.3%という事実は重い。

以上のことから、CSR情報の保証全般について、国別の相対比較によれば、イギリスは、「生物多様性保護の状況」を除いて、すべてのCSR項目の開示が望ましいものの、CSR情報の保証は必要ないと考えている。アメリカは、CSR情報の開示が望ましいと考える企業の割合が低く、かつCSR情報の保証は必要ないと考えており、CSR情報の開示に対する消極的姿勢が伺える。ドイツは、「利害関係者との関係保持の状況」、「雇用機会提供の状況」について監査もレビュー

ーも不要とされているが、監査とレビューを比較すると監査が必要と考える傾向が強いと思われる。企業リスク情報の保証に対する意識も併せて考えると、保証の手段として監査に対するニーズが高いのかもしれない。フランスは、全体としては監査よりもレビューを 선호する傾向が読み取れる。日本も、監査よりもレビューを选考する傾向がみられる。また、監査もレビューも不要と考える割合も高い。

## VII. むすび

本稿では、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの主要先進5カ国の上場会社を対象とした、企業リスク情報およびCSR情報の開示実態、開示の必要性、開示媒体、開示内容ならびに当該企業リスク情報およびCSR情報に対する保証の必要性について、調査結果を報告した。アメリカとイギリスからの回答数は極めて少なかったが、日本、ドイツ、フランスにおける情報開示の実態、および情報の開示と保証に関する意識をある程度は把握することはできたのではないと思われる。今回の調査を補足するために、実際に開示されている情報から帰納的に研究を進める方法として、各国企業の各種開示書類のサンプリング調査が考えられる。今後の課題としたい。